



住宅の耐震診断は いかがですか？

耐震診断により お住まいの住宅の地震に対する強さがわかります。ぜひお申し込み下さい。

対象となる木造住宅

次の要件に該当する住宅が対象になります。

- ① 由利本荘市内に存する住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等に用に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）を含む）
- ③ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に増築を行った部分（増築部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）
- ④ 過去に本市の木造住宅耐震診断支援や耐震改修補助事業による補助金の交付を受けて、耐震診断・耐震改修を行っていない住宅

募集期間及び募集戸数

- ・募集期間：令和8年5月1日（金）～ 令和8年11月30日（月）
- ・募集戸数：3戸（募集戸数に達した時点で終了します）

耐震診断の費用

- ・耐震診断費用 1棟13万円
うち、申込者の自己負担額1万円（残り12万円は由利本荘市が負担）
（自己負担額は、市が耐震診断支援業務（診断士派遣）を委託する機関からの請求に基づきお支払いいただきます。）

ご注意ください

- ・点検商法、サービス商法にご注意下さい。
派遣する耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」により登録を受けた建築士で、「登録証」を携帯していますので、ご確認ください。
当耐震診断は、「一般診断法」（一般財団法人 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」）により、住宅の耐震性能の目安を判断するものです。

【お問い合わせ】 由利本荘市建設部 都市計画課（建築営繕班）

〒015-0871 由利本荘市尾崎 17

TEL 0184-24-6368 FAX 0184-24-1599 E-mail : toshi@city.yurihonjo.lg.jp

木造住宅の耐震診断 申し込みから耐震診断まで

1. 申し込み

※申し込みをお考えの場合は、事前にご相談ください。

申し込みは、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、都市計画課（建築営繕班）へ提出してください。（申込書は都市計画課窓口にもございます。）

【以下の書類等が必要です。】

- 由利本荘市木造住宅耐震診断申込書
- 対象住宅の着工時期及び所有権が確認できる書類
（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳等）
- 申込者世帯及び対象住宅に居住する世帯全員の住民票謄本
- 納税等状況調査同意書（申込者と居住世帯が異なる場合は両世帯分）
- 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書
- その他（付近見取図、設計図面、現況写真、その他必要に応じた書類）

2. 承認通知

お申し込み頂いた内容について確認し、事業の対象として支障がない場合、「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録名簿」より、耐震診断を担当する建築士（以下「耐震診断士」という。）を選任し、その氏名及び所属等を記載した「木造住宅耐震診断実施承認通知書」を申込者へ送付します。

※申し込みから承認通知まで、しばらくお時間をいただきます。予めご了承ください。

3. 現地調査日程の調整

現地調査の日程調整のため、担当する耐震診断士より直接ご連絡いたします。

4. 現地調査

耐震診断士がご自宅へ訪問し、住宅の調査を行います。現地調査は、建物の状態等を目視で行い、床下や天井裏等も押し入れ等から可能な限り調査しますので、調査の実施について、ご理解・ご協力をお願いします。

5. 診断結果の通知

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、由利本荘市から文書で通知します。

※耐震診断の評価（上部構造評点）は、次の4段階に分かれ数値で表されます。

- ① 1.5 以上：倒壊しない ② 1.0～1.5 未満：一応倒壊しない
- ③ 0.7～1.0 未満：倒壊する可能性がある ④ 0.7 未満：倒壊する可能性が高い

6. その他

お住まいの住宅によっては、利用状況や建築工法により、耐震診断の対象とならない場合があります。申請いただいた内容をもとに判断させていただきますので、ご了承ください。